平成２９年（フ）第２５２号
愛知県豊田市桝塚西町郷西７番地６、前住所愛知県津島市橘町３丁目30番地10
破産者　安枝　幸泰
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９７１号
大阪府高槻市氷室町２丁目26番１―319号
破産者　空間工房こと　塩路　祐一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４２号
大阪市東成区東中本１丁目17番８―313号
破産者　山根仲湖こと　李　　仲湖
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５０号
兵庫県神戸市北区北五葉７丁目１―18―201、開始決定時大阪府高槻市牧田町６番32―204号
破産者　高橋　典子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６０号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目３番17号
破産者　関田　光男
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６号
兵庫県明石市和坂208番地の３　アメニティコート西明石３号棟309号、前住所神戸市西区樫野台２丁目７番地の４
破産者　湊　二三夫
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第９号
山口県下関市新地町４番１―201号　市営新地住宅４
破産者　吉田　照雄
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
高知県香南市野市町東野993番地12　プライムハウス306号
破産者　伊東　晴喜
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９１号
高知市洞ケ島町５番22号、開始決定時の住所高知市北御座12番13号
破産者　藤岡　史江
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２３号
高知市小津町２番21号　コーポ高坂301
破産者　榮田　満夫
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８３号
鹿児島市小松原１―23―12　全警ビル403、住民票上の住所福岡市中央区天神５丁目９番２―405号
破産者　内村　康一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下3685番地
破産者　樺島　喜之
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７１号
熊本県玉名市中1350番地１
破産者　坂本　貴司
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第７９号
大分県由布市湯布院町湯平311番地
破産者　秋吉　理恵
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成３０年（フ）第１８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林388番地８ハイツユミ１―Ｄ号、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林579番地10マ・メゾン野木103号
破産者　児島　主税
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２４号
栃木県栃木市大皆川町363番地
破産者　寺内とし子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第９３号
栃木県宇都宮市野沢町230番地20
破産者　増渕　文男
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３２号
千葉県白井市富塚710番地の１
破産者　諸澄　友哉
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２９６号
札幌市北区西茨戸２条１丁目３番７号
破産者　河西　隆太
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０１号
札幌市中央区南14条西１丁目２番22―1005号
破産者　笹岡ひとみ
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部